

## 税制を巡る現状と改革の方向

平成 24 年 1 月 31 日  
総務部 税務政策室

## 1 東日本大震災からの復興に関する財源確保

東日本大震災からの復興を図るために平成 23 年度から平成 27 年度まで実施する施策に必要な財源を確保するため、国税では、基幹税である所得税と法人税に時限的に付加税が課され、合計 9.7 兆円程度が確保される見込みです。

また、地方税においては、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、個人住民税均等割の標準税率が臨時に引き上げられることとあわせ、平成 23 年度税制改正による増収分を一部充当することにより、全国で計約 0.8 兆円程度が確保される見込みです。

## (1) 復興特別所得税（国税）

所得税額に対する付加税 2.1%

（平成 25 年 1 月から平成 49 年 12 月まで 25 年間）

## (2) 復興特別法人税（国税）

法人税額に対する付加税 10%

（平成 24 年度から平成 26 年まで 3 年間）

## (3) 個人住民税均等割の引上げ

個人住民税の均等割 年 1,000 円（県 500 円、市町 500 円）引上げ

（平成 26 年度から平成 35 年度まで 10 年間）

## (参考) 個人住民税均等割の標準税率

	現 行	加算額	加算後
県	1,000 円	500 円	1,500 円
市 町	3,000 円	500 円	3,500 円

## 2 税制抜本改革（社会保障と税の一体改革）

平成 24 年 1 月 6 日、政府・与党社会改革本部は、「社会保障・税の一体改革素案」を決定しました。素案では、「支え合う社会」の回復、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成への第一歩のため、税制抜本改革が必要とされており、その概要は、次のとおりです。

### （1）消費課税

社会保障の機能強化・機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため、消費税の税率を次のとおり引き上げ、その使途を社会保障財源として明確化します。

- ・平成 26 年 4 月 1 日 8% (国 6.3%、地方 1.7%)
- ・平成 27 年 10 月 1 日 10% (国 7.8%、地方 2.2%)

「地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率の上乗せ）」については、地球温暖化対策を進める観点から、平成 24 年度税制改正での実現を図ります。

また、森林吸収源対策や地球温暖化対策に関する財源確保について、平成 24 年度税制改正大綱を踏まえ、検討します。

### （2）個人所得課税

特に高い所得階層に絞って、格差の是正及び所得再分配機能の回復を図る観点から、一定の負担増を求ることとします。また、諸控除のあり方について検討します。

- ・課税所得 5,000 万円超について 45% の税率を設ける
- ・成年扶養控除、配偶者控除の検討
- ・給与所得控除の上限額の設定（平成 24 年度税制改正）

### （3）法人課税

復興特別法人税課税期間終了後（平成 27 年度以降）も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、実効税率 5% 引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略を踏まえ、法人課税のあり方について検討します。

### （4）地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。